

短期入所生活介護（予防短期）事業所 はるな苑 利用料金一覧表

令和3年8月1日現在

★ ユニット型短期入所生活介護サービス費

要支援／要介護認定	単位数	負担割合 1割 (1日分)	負担割合 2割 (1日分)	負担割合 3割 (1日分)
要支援1	523単位	540円	1,080円	1,620円
要支援2	649単位	670円	1,340円	2,011円
要介護1	696単位	718円	1,437円	2,156円
要介護2	764単位	789円	1,578円	2,367円
要介護3	838単位	865円	1,731円	2,596円
要介護4	908単位	937円	1,875円	2,813円
要介護5	976単位	1,008円	2,016円	3,024円

★ 各加算項目

項目		単位数	負担割合 1割 (1日分)	負担割合 2割 (1日分)	負担割合 3割 (1日分)
短期入所	1 夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位	18円	37円	55円
	2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	18円	37円	55円
	3 (対象者のみ)療養食加算 ※1食につき	8単位	24円	49円	74円
	4 送迎加算	184単位	190円	380円	570円
予防短期	1 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	18円	37円	55円
	2 (対象者のみ)療養食加算 ※1食につき	8単位	24円	49円	74円
	3 送迎加算	184単位	190円	380円	570円
共通	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	短期入所生活介護サービス費（要支援・要介護別）単位数に各種加算を加えた総単位数を、サービス別加算率（8.3%）と、地域区分による1単位の単価（10.33円）で乗じて算定する。			
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	短期入所生活介護サービス費（要支援・要介護別）単位数に各種加算を加えた総単位数を、サービス別加算率（2.7%）と、地域区分による1単位の単価（10.33円）で乗じて算定する。			

- ・上記表は、当施設所在地による地域区分（1単位＝10.33円）を含めたものです。
- ・上記の算定は、実際の利用日数に応じて決定します。
- ・送迎加算については、通常事業地域（富士見市・ふじみ野市・三芳町・志木市・川越市南東部）内で加算されます。その他の地域で、送迎を希望される場合はご相談下さい。

★ 食費・滞在費

利用者負担段階	対象者	食費	居住費
		1日分	1日分
第1段階	生活保護受給者	300円	820円
第2段階	世帯全員非課税	・本人の年金収入額＋その他の合計所得額 年額80万円以下 ・預貯金等の合計額 650万円（夫婦：1,650万円）以下	
第3段階①		・本人の年金収入額＋その他の合計所得額 年額80万円超120万円以下 ・預貯金等の合計額 550万円（夫婦：1,550万円）以下	1,000円
第3段階②		・本人の年金収入額＋その他の合計所得額 年額120万円超 ・預貯金等の合計額 500万円（夫婦：1,500万円）以下	1,300円
第4段階	その他の方	1,445円	2,006円

※負担割合が1割の方について、所得に応じて食費・居住費の負担段階が設けられており、負担額が軽減されます。（詳しくは、各市町村窓口へお問い合わせ下さい。）

★ その他の費用

項目	利用料	備考
コンセント代（電気代）	30円/1日	テレビ・ラジオ・アンカ・電気毛布・髭剃り等の電化製品を持ち込み、使用された場合のコンセント料
理美容代	実費	ご希望される場合は、理美容サービスがご利用いただけます。詳しくはお問い合わせ下さい。
レクリエーション費	実費	特別な企画の材料費や外出時の費用等
日用品	実費	ティッシュ・ポリデント・歯ブラシ・歯磨き粉等
私物の洗濯代	実費	クリーニングを利用される場合